

菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	菊池市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第1の項 菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	菊池市子ども医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立)が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)の疾病の早期治療を促進し、その(健康の保持及び健全な育成と子育て支援)を図るため、子どもの医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		菊池市子ども医療費助成に関する条例 熊本県健康福祉補助金等交付要項

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	菊池市子ども医療費助成に関する条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	菊池市子ども医療費助成に関する条例第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	菊池市子ども医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ロ	菊池市子ども医療費助成に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ニ	熊本県健康福祉補助金等交付要項第2条別表子ども未来課5 熊本県子ども医療費助成事業費補助金
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ハ	菊池市子ども医療費助成に関する条例第3条第1項
-------	----------------------	-------------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	菊池市子ども医療費助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	菊池市子ども医療費助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の調整に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	菊池市子ども医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	17
保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務

保護評価書のURLリンク

https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=2000020432105&kk_name=&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=4&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=8&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=4&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2